

## 平成29年度 第1回市川市自立支援協議会

日 時：平成29年6月1日（木）  
午後1時30分～3時30分

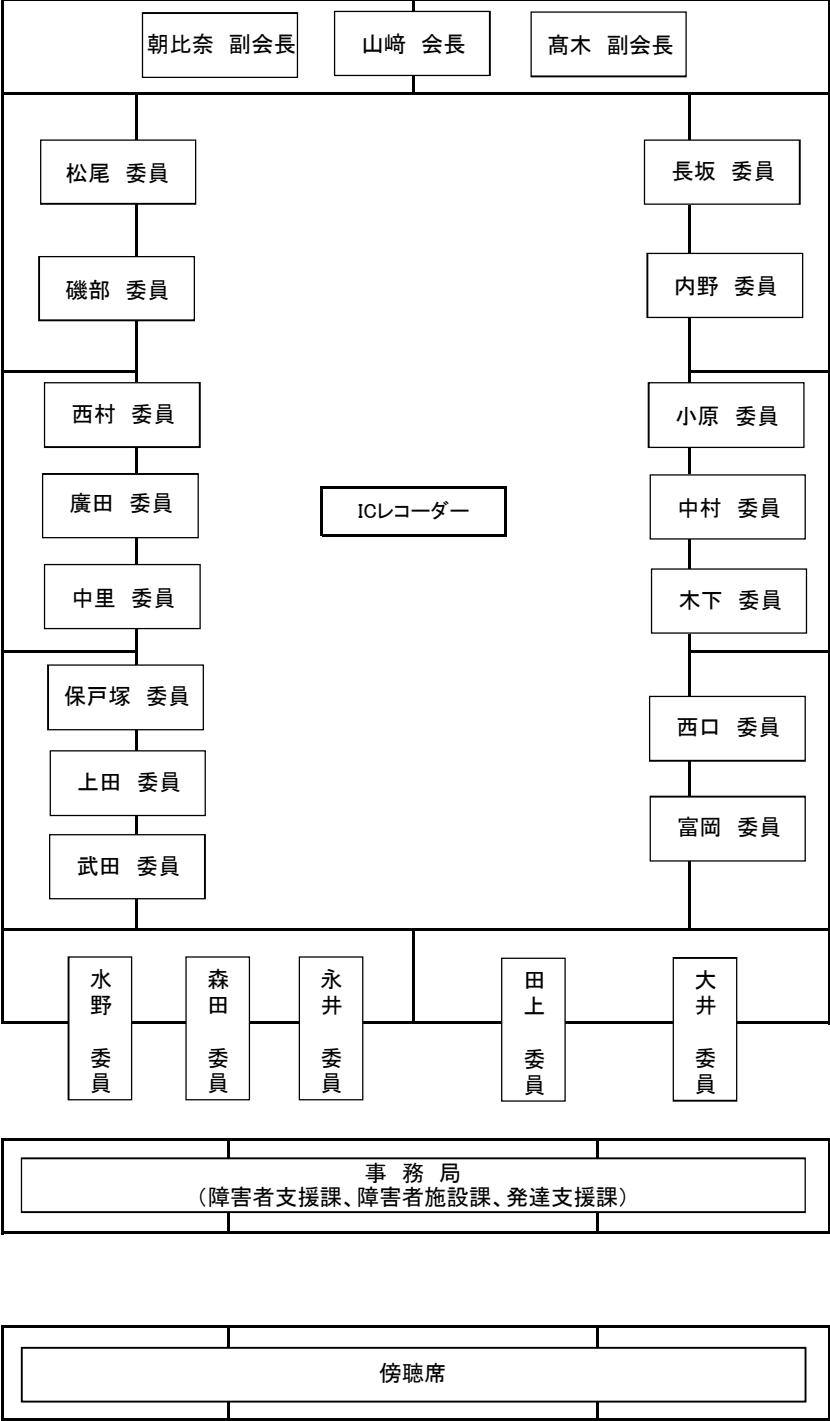
場 所：急病診療・ふれあいセンター2階  
第2集会室

### 会 議 次 第

- 1 開会
- 2 各専門部会・障害者団体連絡会の状況について  
（資料1-1～4）
- 3 障害者計画策定プロジェクトチームの報告について  
（資料2-1～2）
- 4 その他  
（資料3-1～3）
- 5 閉会

第1回 市川市自立支援協議会 席次表

平成29年6月1日  
市川市急病診療・ふれあいセンター 2階  
第2集会室



## ○各関連会議からの報告 \*別紙

- ①市川障害児者相談支援事業所連絡協議会 (Is-net)
- ②権利擁護連絡会
- ③地域移行支援協議会
- ④障害児支援連絡会
- ⑤重心サポート会議

## ○今年度の取組について \*別紙 年間計画

昨年に引き続きプロジェクトでの取組

【プロジェクト 1】 ガイドライン改訂

【プロジェクト 2】 ガイドライン研修

・平成 29 年度及び平成 30 年度 研修

ガイドライン改訂や開催時期 等について

【プロジェクト 3】 人材確保・育成及び啓発 \*別紙

・人材確保・人材育成・啓発・拠点（自殺対策含む）

前年度より行っている各関連連絡会等での情報交換会を踏まえ、  
抽出された課題への取組や自殺対策への検討 等

## ○その他

- ・相談支援事業所 新規受入れ可能リストの活用について
- ・計画相談進捗報告（平成 28 年 3 月→平成 29 年 3 月）

	障害者支援課分	発達支援課分	備考
支給決定者数 (A)	2,149 人→2,243 人	725 人→922 人	
計画相談 (B)	1,157 人→1,273 人	100 人→157 人	
セルフプラン (C)	896 人→ 930 人	625 人→772 人	
計画+セルフプラン (D=B+C)	2,053 人→2,203 人	725 人→929 人 ※	※1 年目セルフで 2 年目 計画に変更になった人 7 人は重複でカウント
達成率 (D/A)	95.5%→98.2%	100%→100%	

## is-net 活動報告

### 【幹事会】

日時 : 平成29年4月27日(木) 10:00~12:00

場所 : 障害者支援課支援ルーム(急病診療・ふれあいセンター3F)

内容 : ①CSK 報告

②3月2日ぶっちゃけ会報告

- ・・・医療連携シートを使用して、医療機関との連携をはかったらどうかとの提案がある。今後、作成を検討していく事となる。

③平成29年度初任者向け基礎講座について

④相談支援部会報告

- ・・・相談支援専門員の質の向上について、すでに IS-net で実践している事とこれからできる事について検討。
  - ・事例検討やぶっちゃけ会については質の向上に繋がっている。
  - ・今後「事業所ツアー」を企画し、市内のサービス提供事業所を知る機会を提供していく事となる。
  - ・またサービス利用計画書やアセスメント作成力を上げる為に、行政からも不適當と思われる内容や記載事項について提示してもらった方が良いのではとの意見が上がり、相談支援部会で報告する事となる。

⑤5月23日定期総会・情報交換会について

参加者 : 役員8名

以上

平成 29 年 6 月 1 日 (木)

## 地域移行支援協議会について報告

サンワーク相談支援事業所 じょいたむ

坂本 祐子 松田 武丈

平成 29 年 2 月 16 日 (木) に開催された「平成 28 年度 第 6 回地域移行支援協議会」

4 月 28 日(金) 「平成 29 年度 第 1 回地域移行支援協議会」について以下のとおり報告いたします。

### 1. 『地域で暮らすって?』研修会の報告

参加者は約 50 名 (病院職員、行政職員、障害福祉サービス従事者、介護従事者、大学教員、建築会社等)。アンケートより概ね満足したとの回答を得ている。また研修に期待していた事柄として「退院促進に繋げられる情報を得たい」や「GH利用者の声を聞きたい」「支援する際の留意点を勉強したい」が挙げられていたため、来年度以降の取り組みとして検討していきたい。

### 2. 市川・浦安地域精神保健福祉連絡協議会の報告

平成 29 年 2 月 1 日に行われた協議会について報告。

市川健康福祉センターの平成 27 年度の実績報告、平成 28 年度事業進捗状況と、市川・浦安地域の地域移行支援の現状と課題について、千葉県精神保健福祉センターの杉浦氏と地域移行支援事業圏域連携コーディネーターの石原氏から報告があった。

### 3. 来年度の精神障害者地域移行支援事業について

千葉県精神保健福祉センター杉浦氏より来年度の事業について報告。その後委員間で意見交換実施。

### 4. 市川市福祉公社より情報提供

夜間の居宅介護サービスの活用事例、薬局が提供する「服薬支援ロボ」についての情報提供

以下 平成 29 年 4 月 28 日開催分

### 5. 平成 29 年度 地域移行支援協議会委員会紹介 自己紹介含

千葉県健康福祉部、市川市障害者支援課、浦安市障がい福祉課、市川市健康福祉センター 市内病院、市内相談支援事業所、地域生活支援センターCan 基幹相談支援センターえくる大洲 st 行徳 st 浦安市基幹相談支援センター

### 6. 千葉県精神障害者地域移行支援事業について～千葉県健康福祉部障害福祉推進課内藤様より

精神障害者地域移行支援事業…平成 16 年より発足、経緯と現状について説明

平成 24 年より 15 圏域に、協議会の運営と圏域連携コーディネーターの配置 ぴあサポートの活用 遠隔地退院支援事業 これら 3 点を各圏域に継続して依頼している。

遠隔地退院支援事業については今まで支援に必要な旅費のみを支給していたが、29 年度より人件費も支給可になる。予算として計上されてはいるが実績が少ないのが現状

### 7. 平成 28 年度 事業報告

①全 6 回 協議会の実施 ②式場 HP 開催 CLASS 研究会、中山 HP 講師として圏域コーディネーターの参加 ③病院向け施設見学会の実施 ④積水ハウス、GH 入居者の方を招いての研修会 他 ぴあサポートの活用として施設見学会の中で事業所の説明や体験談、地域の良さを語ってもらう

ことで地域に目を向けてもらう意識づけの強化を図った

また、28年度に実施された県のびあサポーター養成研修では NPO 法人ネクストが受託 10 名程の応募者に対して 3 名が雇用に繋がっている こちらも活用していきたい

各事業所の報告…28年度の地域移行の利用件数は 1 件～4 件程度、それぞれの立場から地域移行支援事業利用への実態を報告。

#### 8. 平成 29 年度 事業計画の検討

◆地域移行支援事業の実績は各所 1 件～4 件 遠隔地退院支援事業は実績として 28 年度は 1 件 それぞれ活性化を目指していくためにも必要とする具体的な数値がほしいところ。国の出しているものもあるが、あくまで「数」のみ。普及と啓発…知られていない現状 どうやって周知するのか？連携の方法などを模索していく。

◆根本的に地域定着支援についての議論が必要 それを相談支援部会に挙げていきたい

#### 9. その他

精神保健福祉改正案について 審議途中で概要資料の異例の訂正有

次回開催は 6 月 15 日（木）開催

第 3 回 8 月 24 日（木） 第 4 回 10 月 19 日（木） 第 5 回 12 月 21 日 第 6 回 2 月 15 日（木）

いずれも 15 時 30 分から南八幡ワークスで開催予定

## 平成28年度 第10回 重心サポート会議（3月17日）のご報告

※重心サポート会議の29年度4月開催は中止となりました。

### 1、「お泊りどれみ」について

3月4日（土曜日）～5日（日曜日）に行われたお泊り会について参加したメンバーから状況と感想を伺い今後の課題とした。

- ・市の広報誌を見た一般の市民の方からの参加もあった。
- ・医療的ケアの必要な方の参加もあり経験になった。
- ・内容もボランティアの人数も例年通りとなり体調も良く過ごされた。等

### 2、来年度に向けて

課題と方向性について確認を行い、29年度新たにリハビリについて協議していく事を確認し合った。

具体的なものとして、セラピストの連絡会の設置開催について話し合い連携をしていく中で、知的障害を対象としている方もいるので情報交換をしてゆき、加えて市外の状況についても情報を広く知っていき、地域で孤立している方に対してもつながっていく事等が話し合われた。

### 3、その他連絡事項

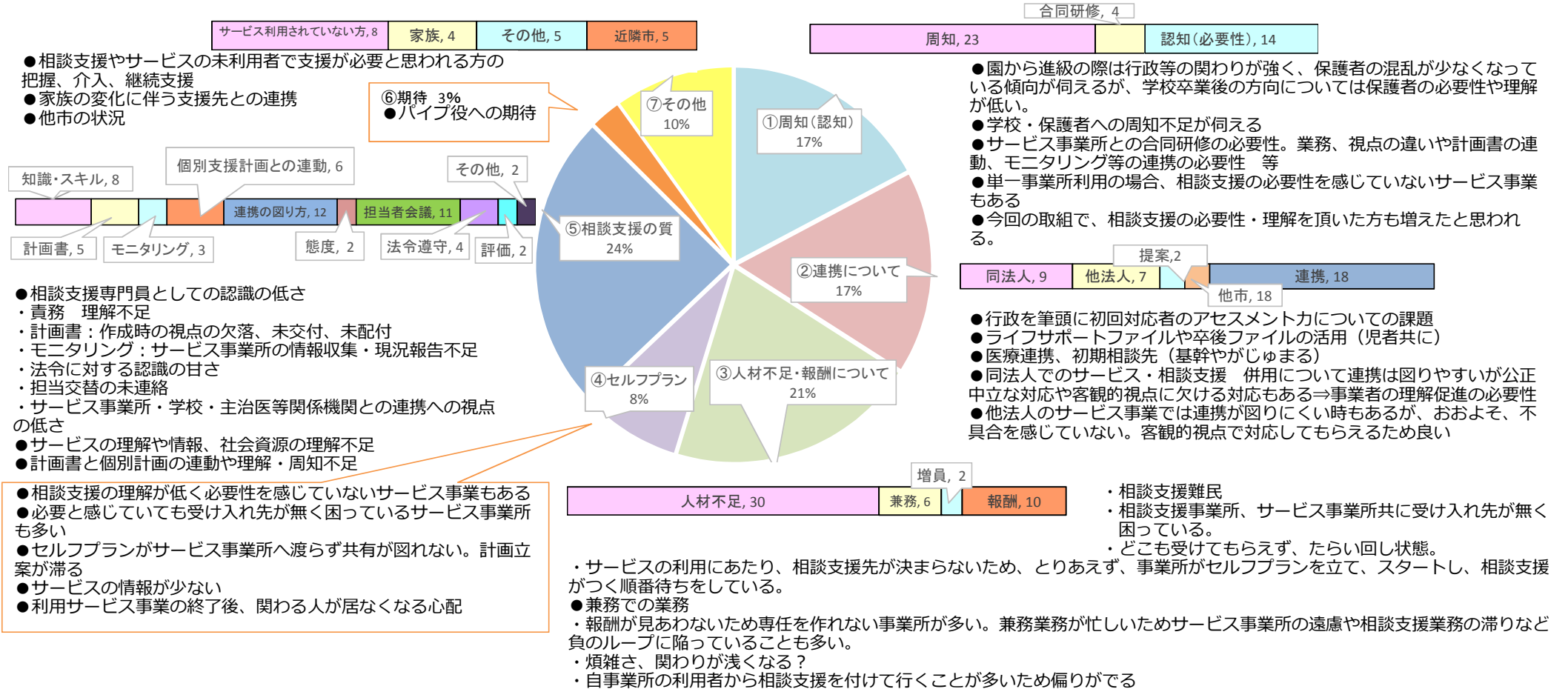
次回重心サポート会議は4月10日となっていたが、学校の先生や事務局の日程調整が間に合わない為中止し、次回5月15日開催としている。

相談支援部会 計画(案)	平成29年度												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
● 基幹相談支援 ・ 運営業務内容 ・ ハード面の提案	開設・運営												えんつむり・就労との連携・親、病識の薄い方など
★ 人材確保・育成	行政にて評価の仕方及び評価時期の検討												
① 相談支援専門員研修会開催 (年数回)	課題抽出&取組優先順位決め 本会報告												*行政からの事務連絡、現状報告、今後の予定 *管理者研修
② 研修及び説明会	取組み												介保CM及びサービス事業者等 人材確保につながる事を実施 各サービス事業
③ 意見交換	振返り												
● ガイドライン改訂	管理者研修・情報交換会からの地域課題を踏まえ行政主導による研修												
★ ガイドライン研修	(サービス事業所との業務連動・連携の研修)												
次年度研修開催計画検討	児・情報交換会												
● マニュアル改訂	改訂内容検討・決定 担当ごとに作成 7・9・10月部会にて進捗報告 起案・決裁 部会配布												Is-netとのすみ分け・早めの実施 質の確保、維持向上
★ 啓発 周知活動 当事者・家族・学校向け	次年度改訂内容検討												
● 現場及び各連絡会の課題	研修内容検討												
● GSV ・ 困難事例の支援 ・ 計画の質の評価 ・ 地域課題の抽出 ☆ 実施毎に課題整理	研修期間												
● 地域生活支援拠点 (生活支援部会との連携)	日程・大枠検討												行政にて検討・報告待ち
● サービス等利用計画 作成 推移報告	必要時 取組												
	基準(案)を支援課より審査会へ付議 決定度作成・配布 研修												
	情報交換会からの取組検討												相談支援・プランについて
	課題抽出&取組優先順位決め 学校及び保護者説明時期確認 本会報告												
	取組み												
	振返り(必要時 取組検討)												
	幹事会前に提案、検討・調整し部会で課題検討												
	課題の抽出												セルフプランの弊害、 多問題家族の支援、 外国人への支援
	半期報告 課題への取組検討												
	警察介入ケース対応検討												
	警察に話してもらおう												

★：プロジェクト対応？ ・GSVと情報交換会での地域課題の抽出後、取組の検討、優先順位を決めて行きたいと思います。



# 項目からの課題



## 課題から見た総合的な課題

取組先	取組内容	意見・提案
行政	・窓口担当のアセスメント力向上（ワンストップ） *アセスメント共有、*引継ぎの方法 ・相談支援事業者への指導（公正中立、兼務業務） ・相談支援事業所及び人員確保への取組 *セルフプランの弊害	・紹介シート(アセスメント)用紙について、関係機関で共有して使える物をえくる、Is-net、行政にて検証し再作成していく。 ・事業所の管理者や法人経営者対象に行政からの集団指導の企画してほしい。(相談支援の質、兼務状況、公正中立、人員確保 等)
行政 部会	周知と理解（連携・連動） ・学校、保護者、サービス事業所、医療機関 *学童	啓発ポスターや出前講座等を実施しては？
Is-net	相談支援専門員の質 ・運営基準の理解 *アセスメント力（隠れたニーズの抽出） ・関係機関との連携・配慮 *行政、他機関との関係の作り方 *担当者会議のあり方、方法	・事業所をつなげるような定期的集まる機会をつくる。 ・Is-netでの取組：作成した計画書を用いての検討会や事例の提示。ぶっちゃけ会での共有、仲間づくり。少人数の事業所へのフォロー。仕組みづくり 等
その他	ライフサポートファイルの拡充 *つながる場 *老障、障害(親)+子ども世帯（ダブルケア）	

※\* GSVでの地域課題

目的：現状と課題の共有 相互連携 地域課題の抽出

対象関連会議（参加人数）：

生活支援部会：日中活動連絡会（7名）、グループホーム等連絡協議会（23名）、居宅支援連絡会（17名）

就労支援部会：福祉的就労担当者会議（15名）、就労支援担当者会議（22名）

相談支援部会：重心サポート会議（12名）、権利擁護連絡会（12名）、地域移行支援協議会（15名）、障害児支援連絡会（40名）、（障害児支援連絡会情報交換会（名））

計 10 団体 163 名

項 目	意 見 ・ 提 案 等
<p><b>①周知（認知）</b></p> <p>内容数 40 3項目</p> <p>日中：3 GH：6 居宅：1 ふくたん：4 しゅうたん：3 重心：11 権利：2 移行：3 障害児：7 見交流会：未</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年長さんから学校へ進級する際にはついてもらうよう勧めている</li> <li>・ 発達支援課から案内や事業所へ問い合わせも行っている</li> <li>・ あまり認知されていない。もっと PR したほうが良いのでは？</li> <li>・ 相談支援専門員をつけたいときにどこへ相談したらよいか</li> <li>・ 相談支援を付けた方が良い方（児童）もいる</li> <li>・ 計画相談へのつなげ方を初めて知った（保健所からの出席者）</li> <li>・ 一人当たり何件位持てるか？どの位お願いして良いかわからない</li> <li>・ 受給者証の見方や相談支援に対する対価などもっと明らかにしてほしい</li> <li>・ 障害児に対する相談支援の理解及び周知が進んでいない様子</li> <li>・ 支援学校では、各々に相談支援専門員がついているか否か知らない方がほとんどわからない（親からもそういった話題は出ない）</li> <li>・ 学校側では、相談支援専門員とのやりとりの仕方もわからない</li> <li>・ 多分、教師は管理職を含めてほぼ理解していないだろう。管理職に交代期に入っていて、毎年 20 名程の新しい教頭が出てくる。中々、周知が難しいのが現実</li> <li>・ 教員側の体質として、民間の事業所に対する無理解がある。学習塾等と同じように思っているかも知れない</li> <li>・ 特別支援学校の教員は、日頃福祉の事業所とは関わりがあるが、福祉制度や内容のことは余り分かっていないというのが現実</li> <li>・ 学童の指導員は、学童は大勢で過ごすところ、放課後デイは少人数で過ごすところというイメージ。内容については、あまり理解していない</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新卒の面談時に計画相談の話をするが、情報が全く無く分かっていない親御さんが多い</li> <li>・ すでにいろいろな事業所を使っている方おり現状で困っていない為、計画相談をつける意味が理解できない親御さんも多い</li> <li>・ 公立施設利用者の平均年齢が高いと思われる。計画相談が必要と感じている</li> <li>・ 就労系しか行っていない事業所は相談支援の必要性等は薄いのでは？</li> <li>・ ホームで抱え込んでいる、ちょっとしたことで相談したいが、相談支援事業所がホームから離れているので結果的に近いホームで対処することが多い</li> <li>・ 計画相談で抱えている課題をもう少し丁寧に皆さんにお伝えできれば GH の支援員等、実際にサービスを提供している方々とのギャップが埋められたのかなと思いました。なんとなくイメージができていない感じました（特に世話人・生活支援員の方々が）</li> <li>・ 市川市の相談支援の現状が分かった。相談支援専門員の役割がよくわかった</li> <li>・ 支援内容毎に担当の支援者がいても区別がつかないと思う。</li> </ul> <p><b>＜合同研修等＞</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス事業所にも相談支援の業務の理解やサービス等利用計画と個別援助計画の連動が理解されていない。研修を行ってほしい（地域移行）</li> <li>・ 相談支援とサビ管との立場、視点が違うことや立ち位置が理解（共有）されていない。</li> <li>・ 支援について相互理解が行えるようタイアップした研修をしてほしい。（サービス等利用計画と個別計画の連動や担当者会議の目的、モニタリングの必要性など）</li> <li>・ サービス事業所もガイドライン研修にもっと参加すれば良いのでは？</li> </ul> <p><b>◎ 認識（必要性）について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健所訪問時、ついていかうと、ついていない方も多い</li> <li>・ 1つのサービスしか利用されていないと必要性が薄くなる</li> <li>・ 動きが少ないケースは担当者会議、モニタリングも簡単に終わる。必要性が薄い</li> <li>・ 本人が障害福祉サービスを利用していると思っていない方もいる</li> <li>・ ケース会議時、見方が一方向からしかみられないため必要性を感じる</li> <li>・ 相談支援が付いていた方が段階、順序を踏まえ事が進むので良いと思う</li> <li>・ 積極的な件数増加には動いていない。必要と思われる場合は制度の紹介はしている</li> <li>・ 相談支援専門員が入っているメリットとしては、GH から良い意味でも悪い意味でも卒業する人が出る</li> <li>・ 計画相談について知ることができた</li> </ul>
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援専門員の大切さ、重要度を感じました。資料も含めてわかりやすかった</li> <li>・重心児童の親は知っている人も多いが、認識が低い。利点を感じられない様子</li> <li>・幼児ケースの場合、保護者が相談支援を知らない様子がある。また、重度児の保護者は比較的利用の意向があるようだが、軽度児の保護者についてはあまり積極的な意向は見えない</li> <li>・事業所としては、保護者の希望がない状態で、積極的な利用は勧めにくい（又は、事業所の側にイメージがない）</li> <li>・自事業所利用の方は9割方している</li> </ul>
<b>②連携について</b> 内容数 39 5項目 日中：4 GH：1 居宅：4 ふくたん：5 しゅうたん：9 重心：8 権利：1 移行：3 障害児：4 児交換会：未	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険と違い相談支援は研修が多く連携がとりやすくなるためありがたい。顔のつながりが出来て、仕事を頼みやすい</li> <li>・次の学校や作業所等に行く時に引継ぎをしているが、“すきま”が出てしまう。つながりがないのはもったいない</li> <li>・福祉との連携については必要だと思っている。何かあれば特別支援学校のほうにも連絡してほしい</li> <li>・既存の公立利用者の方はセルフで始まり、課題が出た際に、相談につなげていることが多い</li> <li>・『卒後ファイル』を作成し、事業所等に渡しているが、活用されていない</li> <li>・大人もライフサポートファイルの利用があると連携が取りやすい</li> <li>・ファイル情報の引継ぎがうまくいくと良い ⇒ライフサポートファイルの活用（計画書等も挟み込んで学校や関係者にも見て頂いては？）</li> <li>・行政からの依頼において、どの位アセスメント出来ているのか疑問に感じる（丸投げ感）</li> <li>・行政での相談受付時において、聞く人のスキルにもよると思われる</li> <li>・必要に応じてケースワーカーが事業所へ繋げるようにしている。受け入れ施設や事業所が少ないので、窓口対応に苦心している。（障害児）</li> <li>・初めての相談を受けた機関が必要の有無等どう説明できるか手腕が重要</li> <li>・H29年度より困難ケースの相談を行政で対応頂く際にもっときちんとアセスメントしてくれると良い</li> <li>・病院や保健所との連携は、行政や基幹型等⇒相談支援事業所へのルートで一緒に動いてもらっている</li> <li>・病院からの依頼が増えている</li> <li>・病院退院時等から直接サービス事業所へ相談がくる。初期から関わると良いと思う</li> <li>・緊急性を要することはえくるに相談する</li> <li>・相談支援専門員が少ないので関わりが薄い</li> <li>・ネットワークもないので、事業所として積極的には提案していない</li> </ul> <p><b>◎同法人</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一事業所だと、連携がスムーズ…良 / 身動きが取れなくなる…悪</li> <li>・同法人だと連携が図りやすい</li> </ul>

3

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活介護の事業所で重心の方が多く必要性が高い為、計画相談が全員についている。法人内の相談支援専門員がほぼ担当しており、通所の計画をベースに課題の洗い出しなどして、総合的に見る係として相談支援専門員がいる</li> <li>・相談支援事業所（同法人が多い）増えている</li> <li>・同一法人の利用をされている方はこじれた時共倒れとなる</li> <li>・同法人でのサービス、相談支援は当たり前だと思っていた。</li> <li>・セルフで利用開始される方が多く、手続や環境の変化、福祉サービスなどの支援が必要な方には事業所職員より提案し同法人内の相談支援を付けることが多い</li> <li>・サービス提供責任者をしているが、事業所内の利用者の誰が計画相談を利用しているか知識としてよく分かっていない。（社内共有）</li> <li>・もし実施するのであれば、法人内の利用児に対して実施したい。その方が、連携がスムーズに出来そう</li> </ul> <p><b>◎他法人</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他法人でも良い方が多く連携が取り易い</li> <li>・第3の眼（他法人の相談支援）で見てもらえるのは良かった</li> <li>・本人の居住地近くの相談支援事業所を探す</li> <li>・法人内は女性の相談支援専門員だけの為、男性相談員の事業所に入ってもらうこともある</li> <li>・生活と仕事での相談員を分けた方が良いと思われる方には他事業所の相談支援専門員に依頼することもある</li> <li>・他法人の相談支援は少なく、あまり解らないため連携が図りにくい</li> <li>・外部の相談支援事業所に意識的に入ってもらうようにしている</li> </ul> <p><b>◎提案</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行利用者はセルフが多いが同法人の利用者については生活面での支援が必要と感じた時に計画相談の提案させてもらっている</li> <li>・第3の眼が必要な方へ相談支援専門員を提案している</li> </ul> <p><b>◎他市</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他市の方は他市の相談支援専門員がついている</li> <li>・他市の障害関連課から市川市の事業所へ依頼することはほとんどなく、利用者等からの発信により市川市の事業所にプランをお願いする事はある</li> </ul>
<b>③人材不足・報</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マンパワー不足をととも感じる</li> </ul>

4

<p><b>報酬について</b></p> <p>内容数 48</p> <p>4 項目</p> <p>日中：14</p> <p>GH：4</p> <p>居宅：8</p> <p>ふくたん：2</p> <p>しゅうたん：4</p> <p>重心：3</p> <p>権利：3</p> <p>移行：6</p> <p>障害児：4</p> <p>児交換会：未</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 依頼、相談をしても 1～2 ヶ月待つてほしいと言う事業所が多い</li> <li>・ セルフプランでサービス利用始めたが、相談支援専門員が決まるまで 3～4 ヶ月かかった</li> <li>・ つけたいが、受け皿がないためセルフで始めることが多い</li> <li>・ 付いてほしいが、受けてもらえないと思うと躊躇してしまう</li> <li>・ ついてほしい人ほどつかない</li> <li>・ 南部エリアの精神ケースを受けてくれる事業所が少ない</li> <li>・ 精神のプランをたくさん受けている事業所は常にいっぱいいっぱいの様子</li> <li>・ 相談支援専門員が忙しそうでなかなか手が回っていない現状がある</li> <li>・ 持ち件数の上限がない。依頼を受けたいという思いときちんとこなせないのでは？という不安がある。断るのが心苦しい</li> <li>・ 相談支援専門員の上限件数を決めないと質が担保できなくなるのではないか。介護保険のケアマネージャーは 40 件未満（要介護・要支援合わせて）</li> <li>・ 児童の相談を行う事業所（受け皿）の不足。受給者証発行までに時間がかかるためセルフ利用となる方もいる</li> <li>・ 事業所が見つからず、先行しセルフプランから始めることも多い。どこまで組み立てておけば受けてもらえるのか？</li> <li>・ 全員についてほしい</li> <li>・ 9 割が法人内の相談支援専門員がついているが、昨年から新規は他に依頼している</li> <li>・ 今年度から専従 1 名、兼務 1 名で 100 名の計画を担当。新規はセルフか他事業所に依頼しており、外部の計画を受けられない状況</li> <li>・ 法人内の計画 150 名、外部 10 名を兼務の相談支援専門員 3 名で担当している</li> <li>・ 今後は専任で計画数 30 名くらいにしたい。月に 20 件計画作成が重なると機械的になってしまうこともある</li> <li>・ 専従で配置したいが現場の人員まで削れない。現場優先になってしまう</li> <li>・ どうしたら相談支援専門員が増えるか市の見解を示して欲しい</li> <li>・ たらい回しが課題。たらい回しにならないルールを考えて欲しい</li> <li>・ 現任研修の倍率が 1.3 倍だが、事業所から言われ受講した人、受講しても従事予定の無い人もいた</li> <li>・ 専従がいないので大変</li> <li>・ 本人のために連携を図っていくことが大事だが、時間をさけない</li> <li>・ 困難ケースで相談支援専門員がなかなか決まらず、事業所職員がフォローして事足りてしまうこともある。困ったときもまずは内部の会議を開催している</li> <li>・ 相談支援事業所が充実している</li> <li>・ 計画相談を受けられる人材の確保は本当に難しく、困難ケースも増えている中で、これからもっと大変になっていくだろうと思います</li> </ul>
---	--

5

<p>◎兼務について</p> <p>◎相談支援専門員を増やすために</p> <p>◎報酬について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 数名の相談員で実施。法人内の事業所利用児と法人外の利用児がいる。件数は増やしたいが、現行利用者への対応が手薄になる危惧があり、積極的な利用者増には動きにくい</li> <li>・ 法人内の利用者への対応で手一杯。児童は受け入れていない。必要な場合には他事業所へ繋ぐようにしている</li> <li>・ 相談支援事業所が少ないと聞いている</li> </ul> <p>◎兼務について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10 名の利用者中 2 名に計画相談がついている。他は介護保険対象年齢のため介護保険のケアマネがインフォーマルサービスとしてついている</li> <li>・ 事業所職員と相談支援専門員が兼務しており、法人内の別事業所の利用者の計画を担当しているが、業務を分けることが難しい。(居宅)</li> <li>・ 専従と兼務で関わりの濃さが違う</li> <li>・ 兼務で相談支援を行っている。大変だが、視点が違うため、視野が広がる。地域課題も見えてくる。やってみると良いと思う。(ふくたん)</li> <li>・ 兼務だとケースワークのスキルが身につかないのでは？</li> <li>・ 放課後デイとの兼務だが、相談支援の活動に振り回されていて、放課後デイの方の支援に関われなくなりつつある</li> </ul> <p>◎相談支援専門員を増やすために</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手帳所持の方や、サービス利用されている方々を年齢別で数字を出してほしい →そこからわかるニーズや高齢になっていく方などへの相談支援等や相談支援が必要な数など年間計画を立てる指標にもなるのでは？(計画的に増員できるように)</li> <li>・ 法人内で異動希望を出してもらえよう、相談支援業務をやりたいと思われるような立ち振る舞いをしていきたい</li> </ul> <p>◎報酬について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画書の作成とモニタリングにしかお金が付かないなんて知らなかった。相談したものなども付いてくれた方が相談しやすい</li> <li>・ 地域移行は受けてもらえている</li> <li>・ 相談を受ける際、深く聞いてしまうと受けなければならなくなるため、相談時は概要のみ何うように気を付けている</li> <li>・ 当初、国は専任 3 名で採算がとれるというが現実とは違う</li> <li>・ 国の想定では入所、在宅半々に件数を持つことだが、実際には自事業所のケースを担当することが多く、偏りが出る</li> <li>・ 他市の事業所で給料分稼げといわれ 100 件持っている人がいた。相談支援専門員の疲弊が心配</li> <li>・ 相談支援専門員の収入が計画作成とモニタリングのみで収支が合わず、専従が少ないため、担当者会議などの仕事が出来ていないのではない</li> </ul>
--	---

6

	<p>か？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入が無いので専従では無理</li> <li>・法律が改正されて単価が上がればと思った</li> <li>・相談支援員の仕事内容や賃金等の話が聞けた</li> </ul>
<p><b>④セルフプラン</b></p> <p>内容数 19</p> <p>1項目</p> <p>日中：2</p> <p>GH：1</p> <p>居宅：4</p> <p>ふくたん：7</p> <p>しゅうたん：0</p> <p>重心：1</p> <p>権利：0</p> <p>移行：2</p> <p>障害児：2</p> <p>児交換会：未</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的や課題が見えない。サービス事業所の共通理解が図れない。担当者会議の必要性が見えない時もある⇒相談支援の必要性を感じる</li> <li>・サービス事業所から計画相談の依頼があった時その事業所がどの位パイプ役が協力してくれるかにより困難さが変わる</li> <li>・パイプ役の視点により繁忙さが変わる</li> <li>・B型はセルフが多い</li> <li>・視覚障害の方で同行援護単独で使っている方は、ご本人がしっかりされているのでセルフプランが多い</li> <li>・当初まとまってセルフの紙が届いたため、事業所職員が本人と一緒に作成した</li> <li>・小規模事業所が相談支援を担っていた経緯がありそのままセルフも作成に</li> <li>・順を踏まなければならず、面倒だからセルフにして、作成を手伝った方が良いと思うこともある</li> <li>・新規で自事業所しか利用されていないと相談支援を付けるメリットが解らない</li> <li>・相談支援をする人と利用者の相性が心配だから、セルフにして自分達が見ていった方が安心</li> <li>・セルフ率が高いという事は市川のスキルが高いという事では？</li> <li>・セルフプランを利用者と地区担当で作成。控えが事業所にまわらず、本人の情報が伝わってこなかった。会議で情報共有したいが、会議の開催は誰がするのか？</li> <li>・セルフプラン利用者の中には介護保険と併用している方も多く、サービスや目標が重複して居宅サービス計画書に示されている⇒介護保険のケママネージャーの記載の仕方と思われる</li> <li>・セルフプランの方はサービスについての情報量が少なく困った。相談支援専門員がついてほしい</li> <li>・困ったときの相談先が分かりにくい。介護保険は必ずケアマネで分かりやすい</li> <li>・困難ケースで相談支援専門員がなかなか決まらず、事業所職員がフォローして事足りてしまうこともある。困ったときもまずは内部の会議を開催している</li> <li>・セルフプランだと誰がその人のホームを出たあとの支援をするのか、将来の事を一緒に考えて頂ける</li> <li>・セルフプランのサポートをしている</li> <li>・すぐに利用開始したいという保護者には、セルフプランの方が手続きが早いので、事業所も保護者も積極的に利用しようと思わない</li> </ul>
<p><b>⑤相談支援の質</b></p>	<p>◎知識、スキル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・書類作成に時間がかかる</li> </ul>

7

<p>内容数 57</p> <p>10項目</p> <p>日中：8</p> <p>GH：15</p> <p>居宅：5</p> <p>ふくたん：0</p> <p>しゅうたん：2</p> <p>重心：16</p> <p>権利：1</p> <p>移行：7</p> <p>障害児：3</p> <p>児交換会：未</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特性に対する対応が明るくなく、担当の相談支援専門員を交替したらスムーズに進んだ</li> <li>・事業所内で定期的に報告、ケース情報共有、検討し意見をもらいながら行っている</li> <li>・サービスをあまり知らない</li> <li>・アセスメント時、社会資源を知っているか否か担当した人のスキルも問われる</li> <li>・児童の指定も受けているが、資源の情報も少なく断ることが多い</li> <li>・ケアマネの質が違いすぎることを伝えられたのが大きかった</li> <li>・秋頃から、事実上の受け入れを始めた。高齢者福祉の経験者が対応しているが、勝手が違い苦労している。様子を見ながら少しずつ利用者を広げていきたい</li> </ul> <p>◎計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校等の記載がされていない。計画を作成しても活用されていない</li> <li>・サービス事業所に届かない</li> <li>・サービス等利用計画にも、“将来的に”後見制度利用も含めた金銭管理等の相談や対応なども載せておいてほしい</li> <li>・計画書モデル例（計画の一案）があると解り易い</li> <li>・利用計画書の書式は見たことがあった。目標設定が明記されることが良いと思う</li> </ul> <p>◎モニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス事業所、関連事業所とのこまめな連絡を行っているが、利用者モニタリング前に事業所へのモニタリングも視野に入れていきたい</li> <li>・モニタリングを行なった際にホームと共有してくれたらと思う事がある</li> <li>・計画相談を利用している利用児がいるが、モニタリング等を定期的を実施してくれるところと、そうでないところがある。事業所としては連携したいと思っている</li> </ul> <p>◎個別支援計画との連動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス等利用計画と個別支援計画の連動が最近ようやく出来始めた</li> <li>・個別援助計画との違いや連動性が解らない。＝めんどうくさい ⇒本来の流れではサービス等利用計画があって、そこから個別支援計画が作成されることを伝える</li> <li>・個別支援計画とサービス等利用計画は別物と感じ、作成時に参考にしていない</li> <li>・サービス利用計画と個別支援計画が連動していると解り易いと思う。必要性も理解できる</li> </ul>
---	--

8

<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス等利用計画からの個別援助計画につながることを意識し伝えていき、また、サービス事業所からも個別援助計画を頂けるよう伝えていなかった</li> <li>・個別支援計画とサービス等利用計画の連動。時期がずれることもあり連動が難しい</li> </ul> <p>◎<b>連携の回り方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校、主治医、サービス事業所等関係機関との連携が図れていない</li> <li>・担当になったことを事業所や関係機関へ伝えていない</li> <li>・サービス事業との情報共有が実際は出来ていないことも多い</li> <li>・別の相談支援事業所が入っていても、なじみのヘルパーさんへ相談がいつしてしまうため、相談支援専門員の関わり方が難しい</li> <li>・相談支援専門員とは関わりはあるが密ではない。何か問題があると相談したりしている</li> <li>・他市の相談支援専門員で全く顔出しがなく、連絡も取れない事があった</li> <li>・何かあるとすぐに相談支援専門員に連絡を行ない共有している。ホームからの発信が多い</li> <li>・知らない間に相談支援専門員が変わっていた事があった</li> <li>・他市の相談支援専門員だが、連携が取れておらず、関係が薄い</li> <li>・自分のGHとしてはケアマネさんとの連携ができている方だと認識できた</li> <li>・互いに連携をもっとしなければと思った</li> <li>・世話人でもあり、相談支援専門員でもある立場から話が聞けました。相談支援専門員としての質、連携の大切さ、今後の関わり方、参考になりました</li> </ul> <p>◎<b>態度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所によって違い、上から目線で連携が取りづらい事業所もある</li> <li>・日中事業所の方が利用者を良く知っている。上から目線の相談支援専門員への苦情もあった</li> </ul> <p>◎<b>担当者会議</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当者会議に主治医も参加できると良いと思う ⇒ほとんど難しいと思われるため、あらかじめ伺っておくと良い</li> <li>・介護保険のシステムは手厚さを感じる。担当者会議等、関係者が一同に集まって頂き、とてもうれしかった⇒相談支援も本来は同様の形態になっていることを伝えた</li> </ul>
---

9

<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣市ではこまめに担当者会議が開かれており、市町村格差があるのはどうかと思う</li> <li>・担当者会議に呼ばれても人員的に参加が厳しい。電話で情報共有している</li> <li>・浦安市の相談支援専門員がついている方は3ヶ月に1度担当者会議が開かれているが、市川市は少ない</li> <li>・担当者会議が少ない。専従がないからやりにくいのか</li> <li>・相談支援専門員とは連絡や担当者会議でやりとりをしている。何かあればすぐに相談できる関係ではある</li> <li>・入居者全員の計画相談がついている、また密に連絡が取れている。ホームで問題があった時に相談するとすぐに話し合う場の設定してくれている</li> <li>・担当者会議の招集をGHにしてもらえないかと打診された（他市の相談支援専門員）</li> <li>・他市では担当者会議が多くて日々の業務に追われているのが現状である</li> <li>・担当者会議をする中で日中で暮れる人がホームで大人しい等、またその逆の場合を含め、相談支援専門員が入る事で全体で共有することが出来る</li> </ul> <p>◎<b>法令遵守</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営基準上の責務は出来る限り遂行している</li> <li>・運営基準の責務をはたせていない事業所もある</li> <li>・サービス先行で利用をしており、後づけで計画がついた同一法人の方は担当者会議やモニタリングが不十分になっている</li> <li>・10名の利用者中、計画相談のついているのは3名。計画書、照会、坦会などは3名中1人しか行っていない。事業所と相談支援の相互の関係が少ない。介護保険と違い提供票や実績報告がないからではないか</li> </ul> <p>◎<b>評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部評価が気になる</li> <li>・業務評価を受ける機会がないため、これでいいのか怖さを覚えることがある</li> </ul> <p>◎<b>その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスを円滑に遂行することが優先となり自立支援への取組や本来、解決したい事柄等が気になりながらも後回しになることがある（ケースごとの重さを考えてしまう）</li> <li>・係わる機関が同じように相談支援専門員の役割についての説明を行えているのか？（行政も含め、きちんと話されているか気になる）</li> </ul>
--

10

<p><b>⑥期待</b></p> <p>内容数 6</p> <p>1項目</p> <p>重心：6</p> <p>児交換会：未</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後 KP になっていく人達と思っている。活躍を期待したい</li> <li>・家庭、学校、福祉サービスとの面談（担当者会議）を年 1 回でもしてもらえると連携が図れる</li> <li>・担合等があると共有できる。集まる機会がほしい</li> <li>・日常動作に対する視点（眼）が増える</li> <li>・浸透させてほしい</li> <li>・担当者会議は必要と思う全国的にも利用者側では担当者会議を行っているか話題となった専門的見地からの意見も増えるのでは？</li> </ul>
<p><b>⑦その他</b></p> <p>内容数 23</p> <p>4項目</p> <p>日中：2</p> <p>GH：0</p> <p>居宅：3</p> <p>ふくたん：1</p> <p>しゅうたん：4</p> <p>重心：1</p> <p>権利：10</p> <p>移行：1</p> <p>障害児：1</p> <p>児交換会：未</p>	<p><b>◎サービス利用をされていない方について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援についてもらい、相談にのって頂き、サービスにつなげたい方が水面下では非常に多い</li> <li>・どこにも繋がっていない人の方が、実際、困っている場合が多い。(医療も繋がらず、引きこもっている方等々)</li> <li>・水面下に埋もれている人のピックアップをして頂けるのが理想</li> <li>・基幹の拠点を増やしてほしい。(H29～の予定では、障害者数に比べマンパワーが少なすぎる)</li> <li>・軽度の知的や手帳を持っていない方も非常に多く、問題が勃発してからの対応は大変だと思う。(本人に認識がないため)</li> <li>・移行支援事業が切れて、ナカボツに来る方が多く、相談支援事業所を探すのが大変</li> <li>・どの時点で相談支援につなげて良いのかわからない</li> <li>・相談支援事業所を探すのは本来どこが担うのか？</li> </ul> <p><b>◎家族について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老障介護が見えてきている場合、家族全体のサポートが必要と思われる</li> <li>・本人、家族に変化が出て来た時に相談支援専門員が付いていてくれると相談や共通理解を踏まえ、連携が図れると良いと思う</li> <li>・親が何かあり家族全体が孤立してしまい、どことも繋がらなくなると心配がある ⇒親が高齢になり、何のサービスも利用していない方などは高齢者サポートセンターへも相談してみても？とアドバイスをを行った</li> <li>・高齢者サポートセンターの存在自体知りえなかった。今後、センターの話を聞いてみたい</li> </ul> <p><b>◎その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹が設立された際、相談支援を行うのか？ ⇒現時点での（案）としては行わない予定。⇒その方が良いと思う</li> <li>・肢体不自由の方は入浴に関する相談が多い</li> <li>・受給者証の申請期間など事務処理が分かりにくい</li> <li>・大野方面でのサービスの受け手が少なく調整が難しい</li> </ul>

11

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用計画云々以前に、福祉の制度は分からない</li> </ul> <p><b>◎近隣市</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援がついていないと変更申請が出来ない</li> <li>・相談支援専門員がサービス事業所へ訪問しようとした際に断られたことがあり、改めて行政よりサービス事業所へ周知したことがあった</li> <li>・隣の区はきちんとしている。突っ込まれることも多い。利用についてのアンケート調査もある</li> <li>・計画相談を委託した市は、当時市内に事業所が全くなかった。市川市はすでに事業所が点在していた</li> <li>・近隣市では市で計画相談の受け入れ可能が各事業所に毎月聞いている。介護保険でも当初やっていた</li> </ul>
--	---

12

## 生活支援部会 平成 29 年度予定（案）

○生活支援部会では、以下の協議・活動を予定しています。

1. 第 2 次ハートフルプランへの意見の取りまとめを行う。
2. 平成 28 年度に引き続き、地域生活支援拠点（以下「拠点事業」）の検討を行う。
3. グループホームのニーズ等に関する把握および、下記②の“体験の機会・場”について協議を行う。
4. 障害者週間イベント、その他障害に関する理解・啓発を進める活動に参画する。

---

～地域生活支援拠点事業に求められる機能～

- ① 相談（地域移行、親元からの自立等）
  - ② **体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）**
  - ③ 緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
  - ④ 専門性（人材の確保・養成、連携等）
  - ⑤ 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）
- 

○昨年度の協議の中では、とくに以下のことが大きな課題として共有された。

これらの事柄について、具体的な対応策を検討する必要がある。

◇泊まる場所（建物・部屋）というハード部分と、それを有効に活用するためのコーディネートを行うソフト部分の両方が求められている。

◇市川市内にはその両方とも不足している。とくに、絶対数の少ない障害、医療との連携が必要な障害についてはほぼ資源がなく、個別の事例にその都度対応している状況。

◇当事者・家族双方の高齢化により、家庭内で支える力の弱体化が表面化しつつあり、それら一定の層が着実に増えることは明らかであることから、中長期的な視点で資源を整備する必要がある。

以上



平成 29 年 6 月 1 日

就労支援部会からの報告

○就労支援担当者会議（しゅうたん）の取り組み

1. 今年度の取り組み

1) 会議内で事例検討を実施

各事業所で行っている支援に関して

各事業所で、どのような支援を行っているのか。

支援のノウハウの共有化を図る。

2) ハローワーク市川が 1 月 3 日に市川市で実施する合同面接会での企画を検討

3) 労働関係法令や制度について

就労支援担当者会議内で、労働関係法令や制度に関する勉強会を実施。

○福祉的就労担当者会議の取り組み

1. 今年度の取り組み

1) 伝助による受注業務の現況報告

2) 会議内で事例検討を実施

3) 就労支援担当者会議と福祉的就労担当者会議の合同研修

○平成 28 年度 「就労支援部会」研修報告

タイトル「障害のある人や支援する人の『キャリアアップ』について考える」

講師：NPO 法人障がい者就業・雇用支援センター

理事長 秦 政（はた まこと）氏

以上

平成29年度第1回自立支援協議会 障害者団体連絡会資料

【第2回定期総会及び平成29年度第1回本会議】

日時：平成29年5月16日1時から3時

場所：急病診療・ふれあいセンター 集会室

【第2回定期総会】

- ①役員人事：なないろ会 島村かよこ様を理事に選出
- ②活動報告並びに活動予定
- ③会計報告 会計予算
- ④監事承認

平成29年活動予定

- 1 防災プロジェクト対策
- 2 啓発バリアフリーハンドブック配布並びに啓発活動
- 3 自治会、民生委員啓発活動
- 4 障害者団体連絡会より他団体に委員派遣
- 5 やまゆり園事件 情報収集問題提起並びに啓発活動
- 6 障害者に関する諸問題の情報収集並びに関係機関に要望や啓発活動
- 7 その他

【平成29年第1回本会議】

・市からの報告事項

- ①平成29年度からの障害者支援課体制について
- ②パーキングパーミットについて
- ③地域支えあい課からの避難行動者要支援者名簿の回答について
- ④自立支援協議会報告

・障害者団体連絡会からの報告事項

- ①障害者団体アンケートについて
- ②神奈川県相模原市、やまゆり園アンケートについて

**次期障害者計画策定に向けた自立支援協議会  
プロジェクトチーム 提案書**

**平成29年5月**

## 1. 計画の理念

### 【理念】

# 「このまちで共に生きる\*」

—多様性を認め合う、自ら選択・決定する—

私たちは、障害のある人<sup>1</sup>もない人も、こどもも高齢者も、それぞれ異なる性別、文化、歴史、背景や経験を持つ市民\*同士が一人ひとりの多様性を尊重し、共に支えあい、認め合う社会を実現します。

障害のある人もない人も、住み慣れた地域のなかで、一人ひとりが自らの意思で主体的に、尊厳を持って生活を営む権利があります。

すべての場面における障害のある人の参加の権利を確保し、一人ひとりが地域社会の一員としての役割を担うことのできる社会づくりを推進するために、都市、制度、文化、情報、意識などのあらゆる面で障害のある人の社会参加における障壁をなくし、合理的配慮による選択と自己決定のできる環境を充実させる必要があります。

本計画では、最も基本となる理念を以上のように「このまちで共に生きる」と定め、計画を推進します。

### \*次期障害者計画策定に向けた自立支援協議会プロジェクトチームでの議論1

特に障害のある人やその家族や関係者にとって、この「市川」というまちで暮らしていきたいという強い希望があるという意見により、理念をこのように決めました。

本計画については、本市に住民票を有しないが在住している方や、本市が援護する他市町村や他県の施設に入所している方や病院に入院している方、本市に在勤の方など、本市に関係する人々を広く対象とすべきとの議論がなされました。

1 本計画における“障害のある人”の範囲は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者だけではなく、手帳を所持しない発達障害、高次脳機能障害、難病の方なども含め、日常生活や社会生活を送る上で何らかの障害を有するすべての市民を対象とします。

## 2. 計画の将来像

市川市の基本構想では、まちづくりの基本理念として、生涯を通して誰もが一人の人間として夢や生きがいを持って安心して生活できるよう、思いやりや慈しみの心のもとで、すべての人を認め合う「人間尊重」などの理念を基本に、まちづくりの将来都市像として「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」を掲げ、この将来像に向かって様々な施策を推進しています。

こうした基本構想に掲げる理念や将来像を踏まえ、本計画では、計画の基本的な理念である「このまちで共に生きる」を実現できる地域社会をつくる上で、以下のような“将来像”を掲げます。

### 【将来像】

「誰もが自分にあった生活を選ぶことができ、

安心して暮らせるまち」

—全国でも指折りの“障害のある人が住みやすいまち”を目指して—

### 3. 計画の基本目標と施策推進の方向

#### (1) 基本目標

市民の意識やニーズ、現状における諸課題を踏まえた中で、将来像の実現に向けた基本目標を以下のように定めます。

##### ① ライフステージを通じたその人らしい暮らし\*の実現

すべての障害のある人がその人らしい暮らしを実現できるよう、制度や仕組みの総合化とともに、障害の特性やライフスタイル、さらには本人や家族の高齢化への対応をも踏まえ、それぞれのライフステージに応じた切れ目のないきめ細かなサービスを展開します。また、その上で、障害のある人自らの教育や就労の機会の積極的な活用を促進します。

##### ② 誰にとっても安心なまちの実現

道路や建物、交通機関のさらなるバリアフリー化、災害時の支援体制の整備などを通じて、すべての市民が安全で快適に過ごせるユニバーサルなまちづくりを進めます。また、いつまでも安心して暮らし続けることができるよう、住居の確保に係る公的なセーフティネットの整備や身近な医療機能の充実、相談体制の整備、わかりやすい情報の提供に努めます。

##### ③ 地域の理解と相互の支え合いの実現

地域や職場における障害に対する理解を深めながら、人々のつながりを促進します。また、全ての人々が、障害の有無によって分け隔てられることなく、地域や職場の一員として、相互に支え合う社会の実現を目指します。

#### \*次期障害者計画策定に向けた自立支援協議会プロジェクトチームでの議論2

“その人らしい暮らし”とは、障害のある人が、社会に参加をして、意見を表明し、他の人との相互の関わりの中で選択及び決定をするという一連の流れにより形成されていくべきものであるとの議論がなされました。

## (2) 施策推進の方向

基本目標の実現に向けて、以下のような分野別の方向に沿って施策を推進します。

- ① 子育て・教育の充実 ～のびのびと育つ～
- ② 社会参加・就労の促進 ～地域で活動する～
- ③ 生活支援の充実 ～地域で暮らす～
- ④ 相談・権利擁護体制の確立 ～自分で決める～
- ⑤ 保健・医療・リハビリテーションの充実 ～健やかに暮らす～
- ⑥ ユニバーサルなまちづくりの推進 ～安心して暮らす～
- ⑦ 地域の理解・支援の促進 ～地域で支え合う～

## 4. 各施策に共通する横断的視点

### (1) 障害のある人等の意見の尊重と障害のある人自らの意思決定の支援

障害のある人は、自らの決定に基づき社会に参加する主体であることを踏まえ、障害者施策の策定・実施に当たっては、障害のある人及びその家族等の関係者の意見を聞き、尊重します。

また、障害のある人が合理的配慮により自らの意思を選択・決定し、その意思を表明できるように、相談支援・権利擁護体制の充実による意思決定の支援と、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

### (2) 障害のある人を中心とした総合的な支援

障害のある人が各ライフステージを通じて、適切な支援が受けられるよう、保健・医療、教育、福祉、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。支援に当たっては、その人らしい暮らしの実現の観点に立つて行うよう留意します。

### (3) 障害特性等に配慮した支援

障害者施策の実施に当たっては、性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じ、きめ細かく対応します。

また、様々な障害の特性等について、より一層の理解が進むよう周知・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図ります。

### (4) アクセシビリティの向上

障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフト・ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、様々な情報やサービス等に関する利用しやすさを示すアクセシビリティの向上を図ります。

あわせて、社会全体のユニバーサル化を推進する観点から、積極的な広報・啓発活動に努めると共に企業、市民団体等の民間団体の取組を積極的に支援します。

### (5) 障害を理由とする差別の解消

障害を理由とする差別は、障害のある人のその人らしい暮らしの実現に深刻な影響を与えるものであるため、障害者差別解消法や障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例に基づき、障害者団体を始めとする様々な団体との連携を図りながら、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を積極的に推進します。



## 5. 施策体系

### 【将来像】

「誰もが自分にあった生活を選ぶことができ、安心して暮らせるまち」  
—全国でも指折りの“障害のある人が住みやすいまち”を目指して—

### 【基本目標】

- ① ライフステージを通じたその人らしい暮らしの実現
- ② 誰にとっても安心なまちの実現
- ③ 地域の理解と相互の支え合いの実現

### 【施策推進の方向・分野別の施策名】

#### 第1節 子育て・教育の充実 ～のびのびと育つ～

1. 子育て支援
2. 学校教育

#### 第2節 社会参加・就労の促進 ～地域で活動する～

1. 生涯学習
2. スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動
3. 就労支援・雇用促進

#### 第3節 生活支援の充実 ～地域で暮らす～

1. 福祉サービス
2. コミュニケーション・移動サービス

#### 第4節 相談・権利擁護体制の確立 ～自分で決める～

1. 相談・情報提供
2. 権利擁護

#### 第5節 保健・医療・リハビリテーションの充実 ～健やかに暮らす～

1. 健康づくり・予防
2. 医療・リハビリテーション

#### 第6節 ユニバーサルなまちづくりの推進 ～安心して暮らす～

1. 福祉のまちづくり
2. 居住環境の整備
3. 防犯・災害対策

#### 第7節 地域の理解・支援の促進 ～地域で支え合う～

1. 理解促進
2. 交流の機会・場づくり
3. 人材確保・育成
4. ネットワーク形成

## 6. プロジェクトチームの概要

### (1) 目的

平成30年3月に終期を迎える市川市障害者計画基本計画に代わる新たな障害者計画の基本的な考え方及び施策体系に関する叩き台の作成を目的とする。

### (2) 開催概要

第1回	平成28年12月13日(火)	・障害者施策に関する動向について ・現行の障害者計画・障害福祉計画について
第2回	平成29年 1月24日(火)	・本市における現状と課題について① (グループワーク)
第3回	平成29年 2月21日(火)	・アンケート調査結果の報告について ・本市における現状と課題について② (グループワーク)
第4回	平成29年 3月21日(火)	・本市における現状と課題について③ ・施策推進の報告及び分野別の施策名について①
第5回	平成29年 4月18日(火)	・施策推進の報告及び分野別の施策名について② ・基本目標、将来像及び理念について
第6回	平成29年 5月16日(火)	・提案書のまとめについて

※開催時間…各回、午後6時から2時間程度

※開催場所…市川市急病診療・ふれあいセンター3階 障害者地域生活支援センター

### (3) 参加者名簿

#### 【市川市自立支援協議会委員】

会長		山崎 泰介	
副会長		朝比奈 ミカ 高木 憲司	
各部会幹事	相談支援部会	長坂 昌宗 内野 智美	
	生活支援部会	松尾 明子 磯部 利江子	
	就労支援部会	西村 拓士 廣田 聖	
障害者団体連絡会		大井 好美 田上 昌宏 西口 美恵子	
障害児支援関係者		保戸塚 陽一	

【事務局】

福祉部	障害者支援課	新正 みち子 池澤 直行 石田 壮史 廣田 時江 植草 悠	(平成29年3月まで) (平成29年4月から)  (平成29年3月まで) (平成29年4月から)
こども政策部	発達支援課	野口 曜子 齋藤 彰一	

# 次期障害者計画策定に係るスケジュール

2017/5/26

	H29									H30			備考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
○アンケート調査													
○障害者団体ヒアリング	・実施	→											
○パブリックコメント							←・実施→						
○講演会							・実施						
○社会福祉審議会					①7/12 告ア定【諮問】次期計画の策 ンケー「について」調査結果報		②8/23 報第2次ハートフル進捗			③分科会審議の中間報告		④答申案の報告 【答申】	→ 【行政経営会議】
○障害者福祉専門分科会					①7/26 計報第2計画に関する勉強会 画告子案についてハートフル進捗		②8/23 計画素案について		③立計画案について（自 交換）支援協議会との意見	④計画原案について		⑤答申案について	
○自立支援協議会													
○計画策定プロジェクトチーム	⑤4/18	⑥5/16											
○相談支援部会	①4/13	②5/11	③6/8	④7/13		⑤9/14	⑥10/12	⑦11/9	⑧12/14	⑨1/11	⑩2/8	⑪3/8	
○生活支援部会		①5/23		②7/3			③10/xx			④1/xx		⑤3/xx	
○就労支援部会			①6/22			②9/xx		③11/xx		④1/xx			
○障害者団体連絡会		①5/16				②9/7		③11/9			④2/27		

↑委員改選

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

⑧

⑨

⑩

⑪

⑫

⑬

⑭

⑮

⑯

⑰

⑱

⑲

⑳

㉑

㉒

㉓

㉔

㉕

㉖

㉗

㉘

㉙

㉚

㉛

㉜

㉝

㉞

㉟

㊱

㊲

㊳

㊴

㊵

㊶

㊷

㊸

㊹

㊺

㊻

㊼

㊽

㊾

㊿

0

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100



関係各位

平成 29 年 4 月 吉日  
市川市基幹相談支援センター  
センター長 長坂昌宗

市川市基幹相談支援センター開設について  
(お知らせ)

陽春の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃のご理解とご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、この度平成 29 年 4 月 1 日より、多くの法人等より貴重な人材の応援を頂きまして、特定非営利活動法人ほっとハートが事業を受託し、市川市障害者基幹相談支援業務を開始しましたのでお知らせいたします。

平成 21 年より実施しておりました市川市障害者総合相談支援事業（基幹型支援センターえくる）を再構築したセンターとなり、大洲・行徳の 2 か所で相談支援を実施いたします。

皆様のご協力のもと、市川市、自立支援協議会、関係機関等と連携し、市川市の相談支援体制の充実強化に努めて参ります。

今後ともより一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

○基幹相談支援センター大洲（通称 えくる 大洲ステーション）

市川市大洲 1 丁目 1 8 番 1 号 市川市急病診療・ふれあいセンター 3 階

電話 047-702-5588 FAX 047-702-5800

Mail [ecru@kcd.biglobe.ne.jp](mailto:ecru@kcd.biglobe.ne.jp)

○基幹相談支援センター行徳（通称 えくる行徳ステーション）

市川市末広 1 丁目 1 番 3 1 号 市川市行徳支所内

電話 047-303-3074 FAX 047-303-3075

Mail [ecru-gst@kif.biglobe.ne.jp](mailto:ecru-gst@kif.biglobe.ne.jp)

◇業務内容

基幹相談支援センターは、障害者総合支援法に基づき以下の業務を行います。

1. 障害者相談支援業務
2. 権利擁護業務（虐待防止センター窓口業務を含む）
3. 住宅入居等支援業務（居住サポート事業）
4. 地域の相談支援体制への支援等に関する業務

以上

# 市川市基幹相談支援センター 平成29年度 職員体制



		兼務	名前	分野	法人名
<b>大洲ステーション(OST)</b> 〒272-0032 市川市大洲1-18-1 急病診療・ふれあいセンター3階 Tel: 047-702-5588 Fax: 047-702-5800 Mail: ecru@kcd.bi.gl obe. ne. j p	センター長 副センター長	○	長坂 昌宗		(N) ほっとハート
			松尾 明子		(N) ほっとハート
			小林 亜希子		(N) ほっとハート
		○	大澤 多加	知的	(社福) 一路会
			宮本 志穂	知的	(社福) 一路会
			岡部 元輝	知的	(社福) いちばん星
			久野 なつこ	重心	アクトレゾナンス(合)
<b>行徳ステーション(GST)</b> 〒272-0192 千葉県市川市末広1-1-31 行徳支所1階 Tel: 047-303-3074 Fax: 047-303-3075 Mail: ecru-gst@ki f. bi gl obe. ne. j p	副センター長	○	芦田 真伍		(N) ほっとハート
			菅原 素子		(N) ほっとハート
			遠藤 すみ江		(N) ほっとハート
		○	大澤 多加	知的	(社福) 一路会
			宮本 志穂	知的	(社福) 一路会
		○	市川 奈津子	高齢	(一財) 市川市福祉公社
			田邊 勝	知的	(社福) 市川レンコンの会

# 平成29年度からの相談支援体制について

資料3-2

平成28年度

【直営】



障害者地域生活  
支援センター



市役所障害者支援課



南八幡メンタル  
サポートセンター

【委託】



基幹型支援センター  
えくる

平成29年度

【直営】



市役所障害者支援課

【委託】



基幹相談支援センター  
大洲  
えくる大洲ステーション



基幹相談支援センター  
行徳  
えくる行徳ステーション

# 平成29年度からの障害者支援課の体制について

課長...高橋 やす子

管理・給付班...担当主幹:池澤 直行

予算・決算 / 補助金 / 事業所指定・登録 / 自立支援協議会事務局  
/ 計画策定・進捗管理 / 差別解消法相談窓口 / 各種手当・給付  
/ 医療費助成 / 課の庶務に関すること

福祉班...担当主幹:丸島 理佳

各種手帳 / 自立支援医療 / 各種サービス支給決定 / 国保連請求  
審査 / 補装具・日常生活用具

相談班...担当主幹:渡辺 由美子

基幹相談支援センター / 相談支援(困難ケース対応等) / 障害支援区  
分認定調査・審査会 / 意思疎通支援事業 / 成年後見制度 / 障害  
者団体連絡会 / ピアカウンセリング



# 仮本庁舎（新第2庁舎）移転に伴う執務室の変更について

所在地: 〒272-8501 市川市南八幡2丁目20番2号

連絡先: 管理・給付班

TEL: 047-712-8512

福祉班

TEL: 047-712-8513

相談班

TEL: 047-712-8517

FAX: 047-712-8727

(障害者支援課共通)

アクセス: JR本八幡駅北口より送迎バス(無料)が運行

→ 詳細は次ページ参照

## 送迎バス（無料）運行のお知らせ

市役所本庁舎建て替えのため、平成29年5月から平成32年4月の間、本庁舎機能を仮本庁舎（新第2庁舎）へ移転します。

この間、JR本八幡駅北口ロータリーと仮本庁舎を結ぶ送迎バスを運行します。

※送迎バスは運行ルート途中での乗降が出来ません。

### ○ 運行時刻表（月曜日から金曜日の開庁日に運行）

JR本八幡駅北口 発	↔	仮本庁舎 発
8時30分	走行時間は10〜15分位 ※道路の混雑状況によります	9時15分
9時30分		10時15分
10時30分		11時15分
11時30分		12時15分
12時30分		13時15分
13時30分		14時15分
14時30分		15時15分
15時30分		16時15分
16時30分		17時15分
		17時45分
17時30分		18時15分
18時30分		19時15分
19時30分		20時15分

最大定員：25人  
（補助席含む）

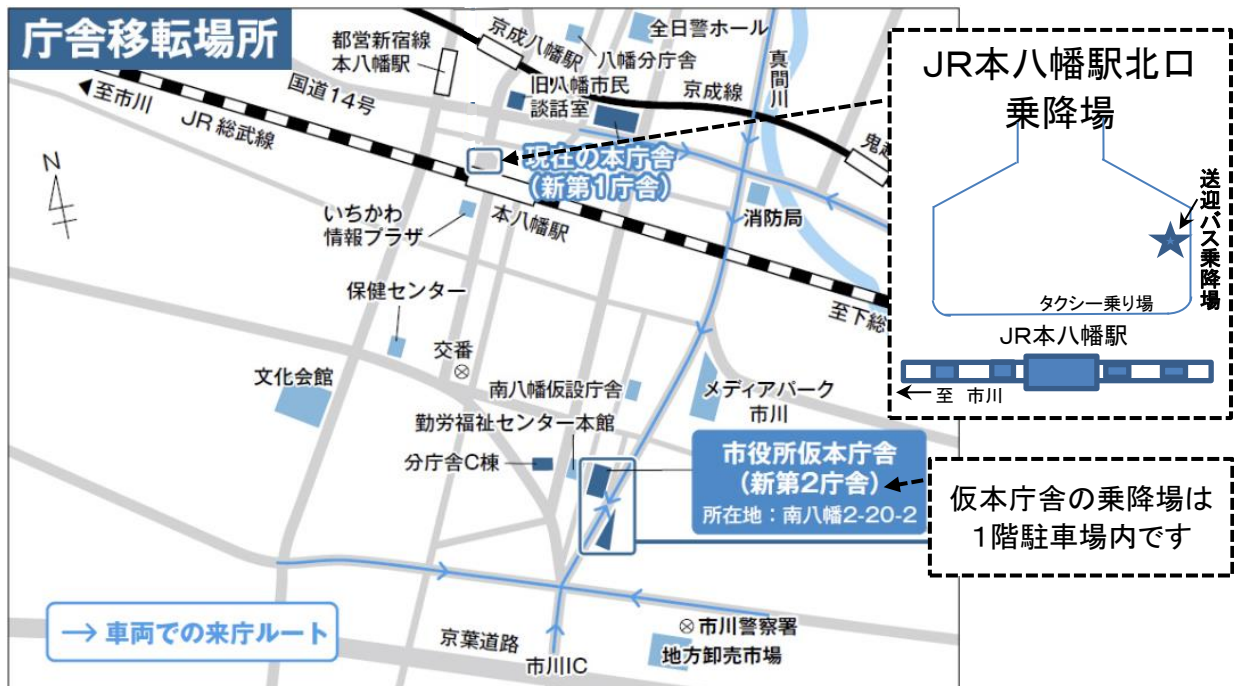
運行開始日  
平成29年5月8日～

月曜日から  
金曜日の(日中)  
運行時刻

水曜日は運行休止

水曜日の  
(夜間窓口開設日)  
運行時刻

### ○ JR本八幡駅北口の乗降場



○ 仮本庁舎所在地 : 市川市南八幡2丁目20番2号

○ 電話番号(代表) : 047-334-1111

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する市川市職員対応要領

(趣旨)

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第10条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、同法第7条に規定する事項に関し、市川市の職員が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職にある者並びに同条第3項第2号、第3号及び第5号に掲げる特別職に属する職にある者をいう。
- (2) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (3) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (4) 合理的配慮 社会的障壁の除去の実施について行う必要かつ合理的な配慮をいう。
- (5) 管理監督者 職員のうち課長相当職以上の地位にある者をいう。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第3条 職員は、市の事務又は事業を行うに当たり、障害者に対して、障害を理由として障害者でない者と比べて不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。この場合において、職員は、別紙第1から第3までに定める留意事項に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第4条 職員は、市の事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、合理的配慮の提供をしなければならない。この場合において、職員は、別紙第4から第6までに定める留意事項に留意するものとする。

(管理監督者の責務)

第5条 管理監督者は、障害を理由とする差別の解消を推進するため、その所管する事務又は事業に関し、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その管理又は監督の対象となる職員に対し注意を喚起し、その認識を深めさせること。
- (2) 障害者及びその家族その他の関係者から不当な差別的取扱い又は合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- (3) 前号の規定により状況を確認した結果、合理的配慮の提供が必要と認めるときは、その管理又は監督の対象となる職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 管理監督者は、その所管する事務又は事業に関し、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

3 管理監督者は、第1項第1号に掲げる事項を実施するため、その管理又は監督の対象となる職員（第2条第1号に規定する一般職に属する職にある者に限る。）に対し、毎年度1回以上、研修を行うものとする。

(懲戒処分等)

第6条 職員は、その職務の執行に際し、障害者に対し、不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮の提供をしなかった場合は、その態様等によっては、職務上の義務違反、職務を怠った場合

等に該当し、懲戒処分その他の措置に付されることがある。

(相談体制の整備)

第7条 職員による障害を理由とする差別（その職務の執行に係るものに限る。）に関する障害者及びその家族その他の関係者（以下「相談者」という。）からの相談等に的確に対応するための相談窓口を次に掲げる課に設ける。

- (1) 福祉部障害者支援課
- (2) 総務部人事課
- (3) 生涯学習部教育総務課
- (4) 消防局消防総務課

2 前項各号に掲げる課に設ける相談窓口で相談等を受ける職員は、相談者との意思疎通を図るよう努め、相談者の話を傾聴するものとする。

3 相談者は、対面のほか、手紙、電話、ファックス、電子メール等の任意の方法を用いて相談等を行うことができる。

4 第1項各号に掲げる相談窓口に寄せられた相談等は、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係部署間で情報の共有を図り、以後の相談等において活用するものとする。この場合において、情報の共有を図る関係部署の職員は、市川市個人情報保護条例（昭和61年条例第30号）の規定に抵触することのないよう留意しなければならない。

5 相談者による相談等に対応するための体制については、市民及び職員に広く周知が図られるようにするとともに、必要に応じ充実を図るよう努めるものとする。

(研修及び啓発)

第8条 市長その他の任命権者は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、次に掲げる研修を行うものとする。

- (1) 新たに職員となった者にあつては、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項に関する研修
- (2) 新たに管理監督者となった者にあつては、障害を理由とする差別の解消

のために管理監督者に求められる役割に関する研修

(3) その他市長その他の任命権者が必要と認める研修

2 市長その他の任命権者は、職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために意識の啓発を図るものとする。

(補則)

第9条 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

## 別紙 障害を理由とする差別の解消の推進に関する市川市職員対応要領に係る留意事項

この規定中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、職務命令に反すると判断されることはないが、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味するものとする。

### 第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否し、又は提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、障害者でない者に対しては付さない条件を付すことなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。なお、障害者の家族や支援者に対する不当な差別的取扱いが障害者本人の権利利益に不利益を与えることがあり得ることに留意すること。

ただし、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮の提供等をするために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者やその家族、支援者等に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる市の事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

### 第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。市長部局、議会事務局及び行政委員会の事務局等においては、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者又は第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生の防止）、市長部局、議会事務局及び行政委員会の事務局等の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者やその家族、支援者等にその理由を説明し、理解を得るよう努めることとする。

### 第3 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、以下のとおりである。なお、「第2 正当な理由の判断の視点」で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、

具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに判断されることとなる。また、以下に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらはいくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

(不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)

- 障害があることを理由に窓口対応を拒否する。
- 障害があることを理由に対応の順序を後回しにさせる。
- 障害があることを理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- 障害があることを理由に説明会、シンポジウム、研修会等への出席を拒む。
- 障害があることを理由に施設への入室を拒否したり、条件を付ける。
- 市の事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害があることを理由に、来庁の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする。
- 障害があることを理由に無視をしたり、子ども扱いをすること。

#### 第4 合理的配慮の基本的な考え方

- 1 障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号。以下「権利条約」という。）第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者やその家族、支援者等から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮の提供を求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。なお、障害者の家族や支援者に対し合理的配慮の提供をしないことが、障害者本人の権利利益に不利益を与えることがあり得ることに留意すること。

合理的配慮は、市長部局、議会事務局及び行政委員会の事務局等の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、市の事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。



2 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「第5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置（それに見合う他の方法等）の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

なお、合理的配慮の提供を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながることとなり得る。

3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障害者からの意思表示のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者、法定代理人等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

4 合理的配慮の提供は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、提供する合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

5 市長部局、議会事務局及び行政委員会の事務局等がその事務又は事業の一環として実施する業務を事業者へ委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する市川市職員対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

## 第5 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の

趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者やその家族、支援者等にその理由を説明し、理解を得るよう努めることとする。

- 市の事務又は事業への影響の程度（市の事務又は事業の目的、内容又は機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約又は人的・体制上の制約）
- 費用・負担の程度

## 第6 合理的配慮の具体例

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものがある。

なお、記載した具体例については、第5で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、これらはいくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意し、障害者の特性に配慮する必要がある。なお、障害者への配慮は千葉県が作成した「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」を参考とすることが望ましい。

（合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例）

- 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく伝える。
- 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。
- 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。
- 研修会等を開催する場合には、移動距離が少ないところの部屋を利用する。障害者の意向を確認したうえで可能な限り移動と受講・閲覧がしやすい席を案内する。
- 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申出があった際、別室の確保が困難であったことから、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時的休憩スペースを設ける。
- 不随意（本人の意によらない）運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。
- 事務所等が2階にある等、障害者が窓口に行くことが困難な場合は、職員が1階で受付対応をしたり、事務所等への移動の補助をする。
- 庁舎や施設内に多目的トイレ等が設置されている場合は、必要に応じて案内する。
- 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚

障害者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。

(合理的配慮に当たり得る心理的な配慮の具体例)

- 障害者の意思表示や意志決定を尊重し、ことさらに誘導することのないよう配慮する。
- 不安を感じやすい障害者の心理に配慮し、受容的な態度で接する。
- 自我障害のある障害者に対して、安易に内面に踏み込まないよう配慮する。
- 働いていない障害者に対して、安易に「怠けている」などと捉えず、障害の特性による影響に配慮する。

(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)

- 筆談、要約筆記、読み上げ、手話、点字、指字、拡大コピー、拡大文字、手書き文字（手のひらに文字を書いて伝える方法）、トーキングエイドなどの障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる手段を可能な範囲で用意して説明をするなどの意思疎通の配慮を行う。
- 会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用する。
- 会議等の場面では、発言者が変わる度に発言者の名前を告げてから話し始める。
- 会議等においては、通訳を介することにより時差が生まれるので、相手に通じたことを確認してから進行する。特に質問の有無の問いかけ、多数決の場面は、タイムラグがあることを考慮する。
- 視覚障害のある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できるような電子データ（テキスト形式）で提供する。
- 聴覚障害者に説明をするときは、口が見えるようにして話し、視覚的な補助を行ったり、並行して動作を取り入れる。
- 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
- 盲ろう者（視覚と聴覚の両方に障害のある者）の必要に応じて、その者のコミュニケーション方法（指字、触手話等）での情報提供と通訳及び移動を支援する。
- 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。
- 比喩表現（たとえによる表現）等が苦手な障害者に対し、比喩（たとえ）や暗喩（たとえるものとたとえられるものをそれとなく示すこと）、二重否定表現などを用いずに説明する。
- 説明をする際には、短く分かりやすい言葉で、口頭に加え手順書で行うなど、複数の方法で実施する。

- 障害者から申出があった際に、2つ以上のことを同時に説明することは避け、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記したり、時計盤を使用して伝達するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。また、紙等を書いて伝達したり、書面を示す場合には、ルビを付与した文字を用いたり、極力ひらがなを用いたり、分かち書き（文を書くとき、語と語の間に空白を置く書き方）を行ったりする。
- パニック状態になったときは、刺激しないように、また危険がないように配慮し、周りの人にも理解を求めながら、落ち着くまでしばらく見守る。また、パニック状態の障害者へ落ち着ける場所を提供する。なお、提供に当たっては、可能な限り本人の意思を尊重した配慮を行う。
- 意思疎通が難しい障害者に対し情報を伝えるときは、抽象的な言葉ではなく、具体的な言葉を使う。また、本人が頷いていたとしても、口頭のみならずメモを渡し、伝達事項を確認する。
- 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある委員や知的障害を持つ委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。
- 会議の進行に当たっては、職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- 順番を待つことが苦手な障害者に対し、順番を教えてあとどのくらい待つのか見通しを示したり、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。
- 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、本人の意向を聞いた上で、スクリーン等に近い席を確保する。
- 車両乗降場所や駐車場を施設出入口に近い場所へ変更する。
- 敷地内の駐車場等において、障害者の来庁が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により、不随意（本人の意によらない）の発声等がある場合、当該障害者に説明の上、施設の状況に応じて別室等のスペースを準備する。
- 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。

- 説明会や会議等において、定期的な休憩を入れたり、個別に説明をする時間を設ける。休憩の際には、場所の確保等について障害特性に応じた必要な配慮を行う。
- 移動に困難のある障害者を早めに入場させ席に誘導したり、車椅子を使用する障害者の希望に応じて、決められた車椅子用以外の客席も使用できるようにしたりする。
- 自筆が必要でない書類の作成に当たり、職員等が代筆を行う。
- 日常的に医療ケアを要する障害者に対し、本人が対応可能な場合もあることなどを含め、配慮を要する程度には個人差があることに留意して、医療機関や本人が日常的に支援を受けている介助者等との連携を図り、個々の状態や必要な支援を丁寧に確認し、過剰に活動の制限等をしないようにする。

主催：社会福祉法人 市川レンコンの会 後援：市川市障害者支援課

福祉とロック融合!!  
ここに極まる!!

あまのじゃく  
その昔、「音楽で障がい福祉を盛り上げていこう!!」という「あまのじゃく」というイベントがありました。あれから10数年「まだまだ輝かせ!!」と古い仲間にも加わり、ここに、ユニマインド・(福)市川レンコンの会・(福)いちばん星・(福)一路会による新生「あまのじゃくバンド」が誕生しました!!

# ロックロールで福祉をつなぐ ロックフェス

企画バンドほびー  
社会福祉法人サンワークポルトの利用者と  
社会福祉法人いちばん星、びっころの利用者と  
レンコン職員による魂のコラボ!!

SEAL(シール)  
一路会関係の3人組ポップロック  
バンド「SEAL」です!!

ドリーム猛毒レンコン  
バリバラに出た即スーパー猛毒チンドン(埼玉)  
メンバーとレンコンバンド(千葉)  
メンバーによる夢のプチ共演!!!

nevermind a.k.a unimind

共 振 中  
きっとこんな風にして世界は少しずつ前に進んでいく。  
諦めることなく、執られることなく、望みを持ち続けられ。

レンコンバンド・ダンス  
人生楽しむ!!仕事も頑張る!!  
ロックは燃やす!!!一緒に楽しみましょう!!

7/1(日)開催!!  
参加費300円

葛飾中卒業生(管弦楽)仲間  
久しぶりのメンバーとの演奏♪楽しんで演奏しますので聴いて下さい!!

- ◎出演者 ◎
- ◎葛飾中卒業生(管弦楽)仲間 ◎SEAL(シール、社会福祉法人一路会関係バンド ひだまり正井G・Ky、元CAN ヘルパーV・B (Dr打込み))
- ◎社会福祉法人 いちばん星 ぼらりす利用者ピアノソロ ◎企画バンドほびー(社会福祉法人サンワークポルト 利用者、明石健太郎さんピアノ、社会福祉法人いちばん星 びっころ利用者Dr レンコン田邊G ◎企画バンドドリーム猛毒レンコン(WEL'S ベベロンチーノG&Vo (EXスーパー猛毒チンドン) キッチンさんDr&コーラス (EXスーパー猛毒チンドン) レンコン田邊B ◎Nevermind a.k.a unimind (ユニマインド永井G&Vo、山下B、寺沢Dr)
- ◎企画バンドあまのじゃくバンド(ユニマインド永井G&Vo、山下B、寺沢Dr、和ノ音 堀川 和太鼓・レンコン田邊G、ひだまり正井G、ぼらりす加藤AG他 調整中)
- ◎レンコンバンド(V G B, Dr ダンス)

場所：市川市生涯学習センター 2 階

詳しくは裏面を!!

(メディアパーク市川)グリーンスタジオ 047-359-7795

時間：受付 12:00 開演 12:30 終了 15:30 (電話&FAX)

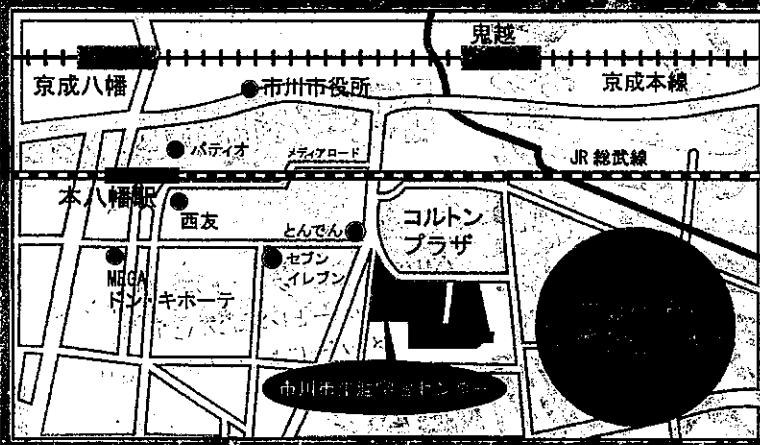
お問合せは社会福祉法人 市川レンコンの会 第1レンコンの家 高橋まで

# ★ロックフェス主旨★

「音楽で、ロックンロールで福祉をつなげたい。みんなで元気になろう!!」という趣旨に賛同し、多くの仲間が集結しました。普段から音楽活動をしている団体はもちろん、個人的にはやってるけど・・・、昔はやっていただけ・・・という人たちを表舞台に引っ張り出すのが目的の一つでした。音楽にはロックには無限の「ワクワク」があります。このロックフェスをきっかけに、起爆剤に大きなウネリが起こることを期待します!!  
 (フェス代表 レンコンバンド 田邊 勝)

障がいのある方も、健常者と同じように生まれ育った地域で当たり前のように生き生きと一生暮らしていけることを目指します。

## 市川市生涯学習センター2階(メディアパーク市川)グリーンスタジオ



### イベント案内

【JR総武線】本八幡駅・南八幡駅より徒歩15分  
 【京成東上線】本八幡駅より徒歩16分  
 【京成東上線】東八幡駅より徒歩10分  
 (できる方は公共交通機関をご利用下さい)  
 【白鷺三ツ葉バス】市川大塚駅～現代産業科学館  
 【無印良品バス】白鷺三ツ葉バスとJR本八幡駅北口  
 間で無印良品バスが運行されています。  
 このシトルバスは、メディアパーク市川を  
 通る際に必ずご利用ください。

## 予約申し込み方法

## 【予約・お問合せ】

社会福祉法人 市川レンコンの会  
 第1レンコンの家 高橋まで

**047-359-7795**

(電話&FAX)

## 参加申込書

代金は当日、受付でお支払い下さい。

お名前

ご人数

ご連絡先

その他(車いす用スペースのご希望など何かありましたらお知らせ下さい。)